

委託契約書

1. 業 務 名 檀原考古学研究所 特定建築物・建築設備・防火設備定期点検業務
2. 業 務 場 所 奈良県立檀原考古学研究所 他4か所
3. 委 託 業 務 の 内 容 建築設備・防火設備の定期点検業務
4. 委 託 期 間 令和 年 月 日 から
令和 8 年 3 月 13 日 まで
5. 委 託 料 金 金 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円)

上記業務について、委託者 奈良県立檀原考古学研究所(以下、「甲」という。)と
受託者 (以下、「乙」という。)は、以下の条項により頭書記載
のとおり契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 奈良県檀原市畝傍町1番地
氏名 奈良県立檀原考古学研究所
副所長 田中 裕之

乙 住所
氏名

(委託業務)

第 1 条 甲は、頭書1. 記載の委託業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、次条以下に定めるところにより、これを受託する。

(受託業務の処理方法)

第 2 条 乙は、この契約書に定めるもののほか、仕様書、資料(以下「仕様書等」という。)に従い、委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、この契約書又は仕様書等に明示されていない事項であっても、委託業務の性質上必要なものは甲の指示に従い、乙の負担で実施しなければならない。

(委託期間)

第 3 条 この契約の期間は、頭書4. 記載のとおりとする。

(委託料)

第 4 条 この契約に係る委託料は、頭書5. 記載のとおりとする。

(委託料等の請求及び支払)

第 5 条 乙は、第15条第3項の引き渡し後、第4条に定める委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙が提出した正当な支払請求書を受理した日から起算して、30日以内に委託料を乙に支払わなければならない。

(契約保証金)

第 6 条 この契約に基づく乙の契約保証金は、奈良県契約規則(奈良県規則第14号)第19条の定めるところによる。

(再委託の禁止)

第 7 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(委託内容の変更等)

第 8 条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更、又は委託業務を一時中止することができる。

この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(第三者等の損失)

第 9 条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に損害を及ぼした場合を含む。)は乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、委託業務の遂行上、直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らしてはならない。
この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第 11 条 乙は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

(善管注意義務)

第 12 条 乙は、甲の指示に基づき、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務の遂行に努めなければならない。

(立合い、監督)

第 13 条 甲は、必要があるときは、甲の職員を立ち合わせ、指示、その他の方法により乙の履行状況を監督することができる。

(契約目的物の納入)

第 14 条 乙は、甲があらかじめ指定した期限までに、仕様書で指定する成果物(以下「契約目的物」という。)を納入しなければならない。

2 乙は、前項の契約目的物を納入するときは、甲の定める納品書を添付しなければならない。

(検査及び引渡し)

第 15 条 甲は、前条の納入があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 甲は、前項の検査の結果、その全部又は一部が不適当と認められるときは、乙に対して期限を指定してその全部又は一部の修正を行わせることができる。ただし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 第1項の検査に合格したときをもって、契約目的物の引き渡しを完了したものとする。

(権利の帰属)

第 16 条 委託業務により作成された成果物等及び関連資料に関する無体財産権並びにそれを受ける権利、その他成果物等の利用に関する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(成果物等の公表、変更)

第 17 条 甲は、委託業務により作成された成果物等及び関連資料を自由に公表し、又は変更することができるものとし、乙は、これに関し何ら異議を述べないものとする。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、乙が委託業務を遂行するにあたり、乙の故意又は重大な過失により損害を受けたときは、乙に対しその賠償を委託料を限度として請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 19 条 乙は、第15条第3項の引き渡し完了後1年間は、契約目的物の種類又は品質に関して契約内容に適合しないことについて担保し、甲は、乙に相当の期間を定めてその補正を求めることができるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるときは、限りではない。

(協議解除)

第 20 条 甲又は乙は、必要があるときは甲乙協議のうえ、この契約を解除することができる。
2 前項の解除により損害を生じたときは、甲又は乙は、相手方にその損害を賠償するものとする。

(甲の解除権)

第 21 条 甲は、乙がこの契約の各条項に違反したとき、又は乙の原因により委託を継続しうることが不相当と認められるときは、この契約を解除することができる。
2 前項の「乙の原因により委託を継続しうることが不相当と認められるとき」は、次の(1)から(8)のとおりとする。
(1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
(7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
3 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞及び遅延利息)

第 22 条 乙の責に帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、乙は履行期限の翌日から履行の日まで期間に応じ、委託料について年10.75%の割合に乗じて得た額を遅延利息として納付しなければならない。

(個人情報の保護)

第 23 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義についての協議)

第 24 条 この契約書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を深く認識し、この契約に基づく業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約に基づく業務に関連して知り得た個人情報について、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了または解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、当該業務の目的達成に必要な範囲に限り、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(目的外利用・第三者提供の制限)

第4条 乙は、甲の事前の書面による指示または同意がある場合を除き、本契約により取り扱う個人情報を契約の目的以外の目的で利用し、または第三者に提供してはならない。

2 外国に所在する第三者に提供する場合は、所在国名、個人情報保護制度の概要、及び当該第三者における保護措置の内容を事前に明示し、本人の同意を得ること。また、当該提供に関する記録は、提供日を起算として3年間以上保管すること。

(安全管理措置)

第5条 乙は、取り扱う個人情報について、漏えい、滅失、き損その他の事故の防止及び適正な管理のため、業務の性質や規模に応じて、責任者の設置や取扱規程の整備等の組織的措置、従事者への教育や誓約書の取得等の人的措置、入退室管理や盗難防止等の物理的措置、並びにアクセス制限や暗号化等の技術的措置等、必要かつ適切な方法によって安全管理措置を実施するものとする。

2 乙は、安全管理措置の実効性を確保するため、定期的にリスク評価および再点検を実施し、必要に応じて措置の見直しを行うものとする。

(従事者の監督)

第6条 乙は、業務従事者による個人情報の取り扱いが適切に行われるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 乙は、従事者に対し、在職中および退職後も、業務により知り得た個人情報を漏らさず、また不正に利用しないことを周知・徹底し、個人情報の違法な取扱いに刑事罰等の法的責任が課され得ることを説明しなければならない。

(複写・複製の制限)

第7条 乙は、甲の承諾なく、本契約に関連して提供を受けた資料等を複写または複製してはならない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、業務を第三者に再委託してはならない。

2 甲の承諾により再委託を行う場合には、乙は再委託先に対し、本特記事項と同等の義務を課し、その履行を確保する責任を負うものとする。

(資料等の返還・消去)

第9条 乙は、契約終了後、甲の指示に従い、甲から提供され、または乙自らが収集若しくは作成した

個人情報記録された資料、記録媒体又は電磁的記録について、速やかに返還、又は適切に消去若しくは廃棄しなければならない。ただし、法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、この限りではない。

(取扱状況の確認等)

第 10 条 甲は、必要と認める場合、乙に対して、個人情報の取扱状況に関する報告、資料提出、または立入調査を求めることができる。この場合において、乙は、これを拒んではならない。

(事故発生時の報告)

第 11 条 乙は、個人情報に関する事故またはそのおそれを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。甲は、必要に応じて、個人情報保護委員会への報告および本人への通知を行う。乙はこれに協力し、必要な情報の提供及び対応措置を速やかに実施しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、その責めに帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えた場合には、その賠償責任を負うものとする。再委託先の故意・過失によって生じた損害についても、乙が責任を負うものとする。

2 甲は、乙が本特記事項に違反したと認めた場合、契約を解除し、損害賠償を請求できるものとする。